

防府市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程
取扱要領

平成18年11月27日制定

(融資あっせんを受けることができる者の資格)

第1条 防府市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程(以下「規程」という。)第三条第五号ただし書きにより、相当の理由があると認め申請することができる場合とは次の各号に定めるものとする。

(1) 処理区域になったにもかかわらず、私道及び道路法適用外公道に管渠をいれなければ、公共下水道の供用ができない建物について、当該道に管渠が入り排水設備工事ができることとなった年度の翌年度の4月1日から3年以内に改造工事を行う場合。

(2) 処理区域になった後、中古住宅を購入した者が、購入した日から3年以内に改造工事を行うことが、契約書等で確認できる場合。

(3) 処理区域となった日から3年以内に改造工事を行うことができなかった客観的に妥当な理由が文書等で明示されている場合。

(融資あっせんの申請)

第2条 規程第七条第2項ただし書きにより、相当の理由があると認めることができる場合は、規程に規定する時までに申請できなかった客観的に妥当な理由が文書等で明示されている場合とする。

(利子補給)

第3条 規程第十四条第3項ただし書きにより、特に管理者が認め利子補給をする場合とは第1条第1号及び第2号の規定により申請を行ったものとする。

附 則

この要領は、平成19年1月10日から施行する。ただし、規程附則第3項により行う手続きについては、施行前日においてもこの取扱要領によるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。